

宮城県石巻市

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

次のような変更があったときは下記の書類を提出してください

- 事業所等の所在地・名称等を変更したとき・・・・・・・・・・給与支払者の所在地・名称等変更届出書（P 18）
- 特別徴収（給与からの天引き）希望者が増えたとき・・・・・・・・・・特別徴収への切替届出書（P 20）
- 従業員が退職や休職、転勤をしたとき・・・・・・・・・・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（P 23）



食彩・感動 いしのまき

《お問い合わせ》

〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号

TEL 0225 - 95 - 1111

FAX 0225 - 95 - 1136

課税の内容、各種届出書の提出について・・・総務部 市民税課（内線 3093～3098）

税金の納入及び還付について・・・・総務部 納税課（内線 3146、3139）

ホームページ <https://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

（HP『市民の方へ』⇒『税金』⇒『税関係証明書請求・届出様式』⇒『個人市・県民税関係様式』）

市町村コード [042021]

2024年度用

目 次

給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について…	1
退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について……………	3
市民税・県民税・森林環境税 特別徴収納入書の訂正の仕方…………	5
e L T A Xの利用と電子データについて……………	7
特別徴収についてよくある質問……………	9
森林環境税について……………	11
主な税制改正……………	13
市民税・県民税・森林環境税の課税について……………	14
特別徴収義務者の皆様にお知らせとお願い……………	17
給与支払者の所在地・名称等変更届出書（原本） ……………	18
給与支払者の所在地・名称等変更届出書（記載例）……………	19
特別徴収への切替届出書（原本） ……………	20
特別徴収への切替届出書（記載例）……………	21
給与所得者異動届出書について……………	22
給与所得者異動届出書（原本） ……………	23
給与所得者異動届出書 記載要領……………	24
給与所得者異動届出書の記入の仕方（転 勤）……………	25

給与所得者異動届出書の記入の仕方（一括徴収）……………	26
給与所得者異動届出書の記入の仕方（普通徴収）……………	27
特別徴収税額の納期の特例承認申請書……………	28
〔納期の特例※（納期限を年2回とする）を受ける際の申請に使用します。〕	
特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書……………	29
〔納期の特例の要件に該当しなくなった場合に速やかに提出してください。〕	
特別徴収税額通知の受取方法等変更届出書……………	30
指定通知書……………	31
〔東北6県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合に使用します。〕	

※ 給与の支払を受ける者が常時10人未満である事業所に限ります。

給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

1 特別徴収とは

「特別徴収」とは、給与支払者が給与の支払いを受ける納税義務者から、毎月の給与を支払う際に納税義務者が1年間に納めなければならない市民税・県民税の月割額及び森林環境税を徴収し、納税義務者に代わって納入する制度です。この納税義務者に代わって納入する給与支払者を「特別徴収義務者」といいます。対して、納税義務者自らが直接納める方法を「普通徴収」といいます。

2 特別徴収義務者の指定について

所得税の源泉徴収をする給与支払者を、地方税法第321条の4及び石巻市市税条例第45条の定めるところにより、特別徴収義務者に指定しています。この指定は、任意に取消の申出をしたり、拒否することはできません。

3 特別徴収税額の通知方法

特別徴収義務者に対して「特別徴収義務者用」と「納税義務者用」の「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定(変更)通知書」を送付しますので「納税義務者用」の通知は直ちに納税義務者(従業員)に交付してください。また、令和6年度から、e L T A Xで給与支払報告書を提出し、通知を電子で受け取ることを希望した事業所には、電子データで通知します。

なお、既に納税義務者が退職している等の理由で交付できない場合は「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(P23参照)の提出を行い、圧着式の「納税義務者用」の通知は返送してください。

4 退職等による納税義務者の異動の手続き

給与支払者は、納税義務者が退職又は転勤等の理由による異動によって給与の支払いを受けなくなったときは、次の(1)～(3)ごとに、必要事項を記入した「給与所得者異動届出書」を提出してください。

(1) 給与支払報告書を提出した者のうち、4月1日以前に異動した者がいる場合

4月1日現在において、給与の支払を受けなくなった者がいる場合は、4月15日までに「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」(P23参照)を提出してください。

(2) 特別徴収していた納税義務者が退職又は転勤等で異動した場合

「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(P23参照)に必要事項を記入して、異動のあった日の翌月の10日(必着)までに提出してください。

ア 納税義務者が未徴収税額を退職金又は最後の給与等から差し引いて納めることを希望した場合

⇒ 未徴収税額を一括で徴収し、徴収した月の翌月10日までに毎月納入する額とともに納入してください。この方法を「一括徴収」といいます。

なお、退職等した日が1月1日から4月30日までの場合は、未徴収税額が退職金又は最後の給与等の金額を超えて差し引けない場合を除き、必ず一括徴収の方法で差し引いて納めることが義務付けられています。

イ 納税義務者の未徴収税額を退職金又は最後の給与等から差し引いて納めることができない場合

⇒ 未徴収税額は、納税義務者が普通徴収の方法で納めることになります。

(3) 転勤等により、納税義務者が新しい勤務先で、引き続き特別徴収の方法で納税することを希望した場合

新たな勤務先において、特別徴収により給与から差し引いて納入することになりますので、転勤に係る「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(P23参照)を提出してください。なお、トラブル回避のため、あらかじめ新しい勤務先と徴収税額(月割額)や特別徴収開始月の連絡調整を行うようにしてください。

5 新たに就職した従業員が特別徴収を希望した場合

「特別徴収への切替届出書」(P20参照)を希望があった日の翌月の10日(必着)までに提出してください(手続きの時期により特別徴収開始月が異なります)。

なお、普通徴収の納期限が過ぎた税額、既に納付済みの税額及び65歳以上の方の年金所得分については、特別徴収に切り替えることはできません。また、前勤務先から異動届出書の提出がされていない場合には、新しい勤務先で特別徴収に切り替えることができません。この場合は、従業員の方から前勤務先に連絡してもらい、対応を依頼してください。

6 名称・住所等の変更

給与支払者（特別徴収義務者）の名称、住所、電話番号等に変更が生じた場合は、「給与支払者の所在地・名称等変更届出書」（P 18 参照）を速やかに提出してください。なお、個人事業主の方が代替わりする場合、新たに指定番号を作成することになるため、在職する納税義務者は新たな指定番号（代替わり先）に転勤扱いとなることから、併せて転勤に係る「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

7 納入の方法

特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）に記載されている月割額の徴収は、1 回目は6 月中に支払われる給与（6 月分の給与という意味ではありません。）から、2 回目以降の月割額は7 月から翌年の5 月までに支払われる給与から差し引いて、翌月の10 日（その日が日曜日・祝日・土曜日に当たるときはその休日明けの日）までに納入してください。

また、特別徴収税額に変更が生じた場合は「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、届いた変更通知書に基づき最新の税額を徴収・納入してください。

特別徴収納入書を使用して特別徴収税額を納める際は、以下の金融機関が利用可能です。また、e L T A X の地方税共通納税システムを利用することで、自宅やオフィスからダイレクト納付やインターネットバンキングでの納付が可能です。

給与所得に係る特別徴収納入場所			
（株）七十七銀行	いしのまき農業協同組合		
（株）仙台銀行	石巻商工信用組合		
（株）岩手銀行	（株）ゆうちょ銀行（東北6 県内に限る）		
（株）東北銀行	郵便局（東北6 県内に限る）		
（株）北日本銀行	東日本信用漁業協同組合連合会（石巻支店）		
（株）荘内銀行	石巻市役所	本庁舎3 階 納税課	
石巻信用金庫		各総合支所	市民福祉課
東北労働金庫		各支所	

※ 東北6 県以外の地域から、特別徴収納入書を使用して特別徴収税額を納める場合は、「指定通知書」（P 31 参照）を最寄りの郵便局等に提出することで利用できます。

※ 納入書の金額に変更が生じた場合、P 5 「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収納入書の訂正の仕方」を確認し、納入金額を訂正して使用してください。

8 納入しなかった場合について

納期限までに納入しなかった場合は、次の割合を乗じて計算した金額を納入しなければなりません。

- (1) 納期限の翌日から1 か月を経過する日まで：7. 3 %と延滞金特例基準割合に1 %を加算した割合のいずれか低い割合
- (2) 納期限の翌日から1 か月を経過する日の翌日以後：14. 6 %と延滞金特例基準割合に7. 3 %を加算した割合のいずれか低い割合

期間	令和6 年1 月1 日から令和6 年1 2 月3 1 日
(1) の期間	延滞金特例基準割合（1. 4 %）+ 1 % = 2. 4 %
(2) の期間	延滞金特例基準割合（1. 4 %）+ 7. 3 % = 8. 7 %

- ※ 延滞金特例基準割合は、平均貸付割合+ 1 %となります。
- ※ 平均貸付割合は、各年の前々年の9 月から前年の8 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12 で除して得た割合として各年の前年の11 月30 日までに財務大臣が告示する割合で0. 4 %となっています。

9 誤って納める金額を多く納入しすぎてしまった場合

下記の方法がありますので、総務部納税課まで事前に連絡してください。

- (1) 次回の納入で調整する
納入しすぎた分（過納分）を次回の納入時には差し引いて納入し、過納分を充てることができます。

例 前月（8 月）に多く納入した分を翌月（9 月）に充当する場合

納入月	課税額	納入額	差額
8 月	50, 000 円	80, 000 円	+ 30, 000 円
9 月	50, 000 円	20, 000 円	− 30, 000 円

- (2) 還付を受ける
過納分を事業主に還付することができます。

退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について

退職所得に対する市民税・県民税所得割（分離課税）の納入については、所得税と同じように退職手当等を支給するとき、市民税・県民税を計算し、それを差し引いて納入してください。その場合「個人市民税・県民税納入書」表面の「退職所得分」の欄に税額を記入し、その内訳を裏面の納入申告書に記入します。

徴収した税額は、翌月の10日までに納入してください。また、法人の役員に退職手当等を支給した場合は、納入した者の個人別の「特別徴収票」を提出してください。

1 納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において石巻市に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。ただし、1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人及び死亡により支払われる退職手当等に対しては課税されません。

2 退職所得金額及び市民税・県民税の特別徴収税額の求め方

退職所得に係る特別徴収税額の算出方法は、地方税法等に定められており、以下の算式によって求めます。

○退職所得控除の計算

勤務年数（1年末満の端数は切り上げ）	退職所得控除額
（イ）20年以下の場合	40万円×勤務年数（最低80万円）
（ロ）20年を超える場合	800万円＋70万円×（勤務年数－20年）

※ 支払いを受ける人が、在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記（イ）又は（ロ）の金額に100万円を加算した金額が控除されることとなります。

○退職所得の金額

退職所得の金額＝（収入金額－退職所得控除）×1／2（1,000円未満の端数切り捨て）
--

○退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税額の計算式

退職所得の金額	×	税率		＝	税額	
		市民税 6%	県民税 4%		市民税額	県民税額

（注）特別徴収すべき税額（市民税額・県民税額）に100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切り捨てる。

3 令和3年度税制改正（退職所得課税の適正化）

その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者が、当該退職手当等の支払者から当該勤続年数に対応するものとして支払いを受けるものであって、特定役員退職手当等※に該当しないもの（以下「短期退職手当等」という。）に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととされました。

※ 退職手当等のうち「法人の役員として経営に従事している一定の者」、「国会議員及び地方議員」、「国家公務員及び地方公務員」として勤務している年数（以下「役員等勤務年数」という。）が5年以下である者が、その役員等勤務年数に対する退職手当等の支払いを受ける場合をいいます。

令和4年1月1日以降に支払いを受ける退職手当等の所得計算

●勤続年数5年以下の特定役員退職手当等

退職所得の金額＝退職手当等の金額－退職所得控除額

●勤続年数5年以下の役員等以外の人に支払われる退職手当等

（1）退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下の場合
退職所得の金額＝（退職手当等の金額－退職所得控除額）×2分の1
（2）退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円超の場合
退職所得の金額＝150万円＋{退職手当等の金額－（300万円＋退職所得控除額）}

●上記以外の人に対して支払われる退職手当等の場合

退職所得の金額＝（退職手当等の金額－退職所得控除額）×2分の1

退職所得に係る特別徴収税額計算例及び特別徴収票記入例

例 勤続年数 25 年・退職手当 14,223,632 円 石巻太郎さんの税額の計算方法

○退職所得控除額の計算

$$8,000,000\text{円} + 700,000\text{円} \times (25\text{年} - 20\text{年}) = \underline{11,500,000\text{円}}$$

○退職所得の金額

$$(14,223,632\text{円} - \underline{11,500,000\text{円}}) \times 1/2 = \underline{1,361,816\text{円}} \text{ (※1,000円未満の端数切り捨て)}$$

○退職所得に係る市・県民税の特別徴収税額の計算式

退職所得の金額	×	税 率	
<u>1,361,000円</u> ※		市民税6%	県民税4%

税 額	
1,361,000円 × 6% = 81,660円	1,361,000 × 4% = 54,440円
市民税額 = <u>81,600円</u> ※	県民税額 = <u>54,400円</u> ※

※ 特別徴収すべき税額（市民税額・県民税額）に 100 円未満の端数がある場合は、それぞれ 100 円未満の端数を切り捨てる。

退職所得に係る特別徴収納入場所

(株) 七 十 七 銀 行	いしのまき農業協同組合
(株) 仙 台 銀 行	石巻商工信用組合
(株) 岩 手 銀 行	(株) ゆうちょ銀行 (東北 6 県内に限る)
(株) 東 北 銀 行	郵便局 (東北 6 県内に限る)
(株) 北 日 本 銀 行	東日本信用漁業協同組合連合会 (石巻支店)
(株) 荘 内 銀 行	石巻市役所 本庁舎 3 階 納税課
石 巻 信 用 金 庫	各総合支所 市民福祉課
東 北 労 働 金 庫	各支所

※ 東北 6 県以外の地域から、特別徴収納入書を使用して特別徴収税額を納める場合は、P 31「指定通知書」を最寄りの郵便局等に提出することで利用できます。

令和 6 年分

退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	個人番号	* * * * *											
	住所又は居所	石巻市日和が丘1丁目1番1号											
	令和6年1月1日の住所	同上											
	氏名	(役職名)	営業課長 石 巻 太 郎										
区分		支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額									
				市町村民税	道府県民税								
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分		14,223,632	69,479	81,600	54,400								
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分													
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分													
退職所得控除額		勤続年数	就職年月日		退職年月日								
1,150 万円		25 年	平成11年4月1日		令和6年3月31日								
(摘要)													
支払者	個人番号又は法人番号	* * * * *											
	住所(居所)又は所在地	石巻市穀町14-1											
	氏名又は名称	株式会社 石巻商事 (電話) 0225-95-1111											

(市町村提出用)

※ 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税額を納入する際は、納入申告書に法人番号（マイナンバー）を記載することが義務付けられています。
詳しくは P 6「納入申告書の記入例」を参考に記入の上、納入してください。

※ 退職手当等の支払者は、支払いが確定した退職手当等の金額や特別徴収税額等について、その支払いを受ける人の各人別に特別徴収票を作成し、退職後 1 月以内に支払いを受ける人に交付してください。

法人の取締役、監査役、理事、監事、清算人その他の役員（相談役若しくは顧問を含みます。）に退職手当等を支払った場合には、市町村にも特別徴収票を提出してください。

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収納入書の訂正の仕方

1 納入金額に変更がない場合

納入書には、納税義務者の市民税・県民税・森林環境税の合計額が印字してありますので、納入金額に変更がない場合はそのまま使用してください。

宮城県石巻市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書 (公)		宮城県石巻市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入書 (公)		宮城県石巻市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書 (公)	
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
042021	02220-1-960069	石巻市会計管理者	042021	02220-1-960069	石巻市会計管理者
令和6年6月分		指定番号	令和6年6月分		指定番号
1 2 3 4 5 6 7 8		25,000	1 2 3 4 5 6 7 8		25,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む)	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む)
納入		退職所得分	納入		退職所得分
金		延滞金	金		延滞金
納期限 令和6年7月10日		督促手数料	納期限 令和6年7月10日		督促手数料
***** **/**		合計額	***** **/**		合計額
(特別徴収義務者)		住所 〒986-0825	(特別徴収義務者)		住所 〒986-0825
又は所在地 石巻市殿町14番1号		氏名 株式会社 石巻商事	又は所在地 石巻市殿町14番1号		氏名 株式会社 石巻商事
氏名 株式会社 石巻商事		名称	氏名 株式会社 石巻商事		名称

※平成28年度から督促手数料が廃止されています。納入時にお気をつけください。

※注意
訂正印により、納入金額が隠れてしまう場合がありますので、**訂正印は絶対に押さないよう**お願いします。
また、訂正の際は、**必ず下段の欄を使用して、訂正後の金額を記入してください。**

2 納入金額が変更になる場合

納入金額が変更になる場合は、印字してある金額を二重線で抹消（訂正印不要）し、納入金額(2)の欄の給与分（一括徴収分を含む。）及び合計額の欄に金額を記入してください。
なお、納税義務者が退職する際の市民税・県民税・森林環境税の一括徴収分も本欄に記入してください。

宮城県石巻市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書 (公)		宮城県石巻市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入書 (公)		宮城県石巻市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書 (公)	
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
042021	02220-1-960069	石巻市会計管理者	042021	02220-1-960069	石巻市会計管理者
令和6年6月分		指定番号	令和6年6月分		指定番号
1 2 3 4 5 6 7 8		25,000	1 2 3 4 5 6 7 8		25,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む)	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む)
納入		退職所得分	納入		退職所得分
金		延滞金	金		延滞金
納期限 令和6年7月10日		督促手数料	納期限 令和6年7月10日		督促手数料
***** **/**		合計額	***** **/**		合計額
(特別徴収義務者)		住所 〒986-0825	(特別徴収義務者)		住所 〒986-0825
又は所在地 石巻市殿町14番1号		氏名 株式会社 石巻商事	又は所在地 石巻市殿町14番1号		氏名 株式会社 石巻商事
氏名 株式会社 石巻商事		名称	氏名 株式会社 石巻商事		名称

※注意
「〇月分」と印字されている納入書は、その月分の納入にしか利用できません。
納入書を紛失した場合、異なる年月の納入書を代用するのではなく、予備でお送りしている「〇月分」が空白の納入書を使用するか、再発行しますので市民税課まで連絡してください。

3 退職所得分を納入する場合

退職所得に係る市民税・県民税を納入する場合は、納入金額(2)の退職所得分及び合計額の欄に金額を記入してください。

なお、その際は、納入済通知書の裏面の納入申告書に特別徴収した市民税・県民税の額を記入してください。

- ※ 退職所得分を給与分に合算して記入したり、退職時の未徴収税額の一括徴収分を退職所得分に記入すると、収納事務に支障を来しますので、特に注意してください。また、退職所得に係る市民税・県民税の納入申告書には特別徴収義務者の法人番号（マイナンバー）を記載することが義務付けられていますので、下の「納入申告書記入例」を参考に記入してください。

宮城県石巻市 個人市民税 領収証書 (公)		宮城県石巻市 個人市民税 納入書 (公)		宮城県石巻市 個人市民税 納入済通知書 (公)	
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
042021	02220-1-960069	石巻市会計管理者	042021	02220-1-960069	石巻市会計管理者
令和6年6月分		令和6年6月分		令和6年6月分	
指定番号		指定番号		指定番号	
1 2 3 4 5 6 7 8		1 2 3 4 5 6 7 8		1 2 3 4 5 6 7 8	
納入金額(1) 円		納入金額(1) 円		納入金額(1) 円	
25,000		25,000		25,000	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	
給与分 (一括徴収分を含む)		給与分 (一括徴収分を含む)		給与分 (一括徴収分を含む)	
退職所得分		退職所得分		退職所得分	
136000		136000		136000	
延滞金		延滞金		延滞金	
督促手数料		督促手数料		督促手数料	
合計額		合計額		合計額	
161000		161000		161000	
納期限 令和6年7月10日		納期限 令和6年7月10日		納期限 令和6年7月10日	
***** **/**		***** **/**		***** **/**	
***** **/**		***** **/**		***** **/**	
(特別徴収義務者) 住所 〒 986-0825 石巻市穀町14番1号 氏名 株式会社 石巻商事 印		(特別徴収義務者) 住所 〒 986-0825 石巻市穀町14番1号 氏名 株式会社 石巻商事 印		(特別徴収義務者) 住所 〒 986-0825 石巻市穀町14番1号 氏名 株式会社 石巻商事 印	
上記のとおり領収しました。(納入者保管)		上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)		上記のとおり通知します。(受付店→七十七銀行石巻支店(敷りまめ店)→石巻市)(石巻市保管)	

4 納入申告書の記入の仕方

退職所得に係る市民税・県民税を納入する場合は、左下の記入例を参考に納入申告書に必要事項を記入してください。

◎記入事項

- ・提出年月日
- ・納入年月 ○年 △月
- ・人数
- ・退職手当等支払金額
- ・特別徴収税額（市民税・県民税）
- ・特別徴収義務者（所在地・名称）
- ・特別徴収義務者（法人番号又は個人番号）

※ 注意点

特別徴収義務者が個人事業主の場合は、納入の際に、左の納入申告書に記入はせず、金融機関に提出してください。また、別途、納入申告書を送付しますので、市民税課まで連絡してください。

なお、別に作成いただいた納入申告書は、下記まで送付してください。

◎提出先

〒986-8501 石巻市穀町14番1号
石巻市役所 総務部 市民税課 個人市民税係
電話 0225-95-1111 (内線3093、3094)

市民税 県民税 納入申告書	
宮城県石巻市長 殿 (受付印)	
令和6年7月10日 提出	
令和6年6月分	人員 1
退職手当金額等金額	14223632
特別徴収税額	81600
市民税	54400
県民税	54400
住所又は所在地	〒 986-0825 石巻市穀町14番1号
氏名又は名称	株式会社 石巻商事 印
法人番号又は個人番号	***** **/**
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	

＜御 注 意＞

退職所得に係る市民税・県民税を納入される場合は、左の納入申告書に必要事項を記入してください。

※特別徴収義務者が個人事業主の場合は、納入の際に、左の納入申告書に記入はせず、金融機関に提出してください。また、代わりに当市に提出していただく納入申告書の様式を送付しますので、市民税課に御連絡ください。

- 退職手当等より市・県民税を特別徴収した「年」・「月」を、また退職手当等を支給した人数を記載してください。
- 退職手当等を支給した金額を記載してください。
- 退職手当等を支給した者について算出された市民税・県民税の金額をそれぞれ記載してください。

＜お 願 い＞

この納入済通知書は、光学式文字読取装置で読みます。記入数字は記入例にしたがって黒のボールペンで記入してください。

納入申告書記入例

1	2	4	1	2	4
6	7	9	6	7	9
5	3	8	5	3	8
5	0	0	5	0	0
1	7	9	1	7	9
8	0	8	8	0	8

～ e L T A Xの利用と電子データについて ～

1 e L T A Xについて

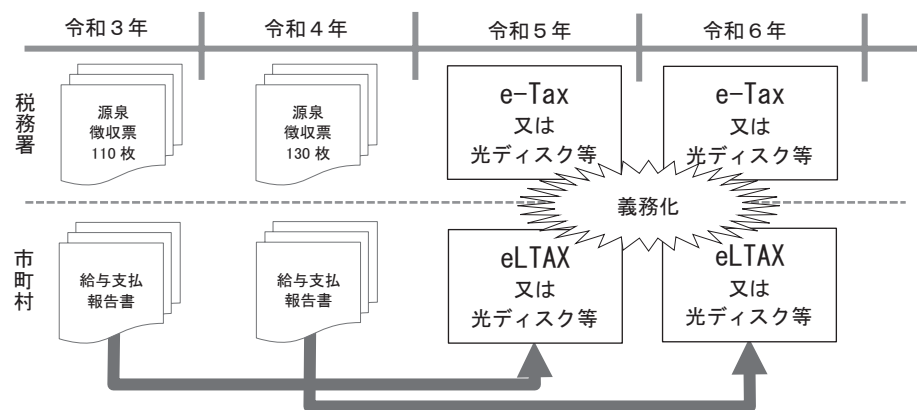
e L T A X（地方税ポータルシステム）とは、地方税における申告、申請、納税などの手続きについて、インターネットを利用して電子的に行うことのできるシステムです（地方税公共団体の共同運営組織「地方税共同機構」が開発・運営）。

e L T A Xを利用すると、各市町村に提出する給与支払報告書と税務署に提出する源泉徴収票を一元的に送信することができます（必要な組織に自動的に振り分けられます）。

e L T A Xの利用には、事前の登録等の手続きが必要となります。詳しくはe L T A Xホームページを確認してください。

2 給与支払報告書の電子データでの提出について

給与支払報告書の提出については、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が 100 枚以上 であるときは、e L T A X又は光ディスク等による提出が義務付けられています。



3 給与支払報告書の光ディスク等による提出

給与支払報告書は、CD・DVDなどの光ディスク等で提出することができます。

なお、給与支払報告書を光ディスク等により提出する際に、事前に提出をお願いしていた承認申請書やテストデータの提出は不要となりました。

4 特別徴収税額通知の副本データ送付廃止について

地方税法等の関係法令の改正により、令和6年度から特別徴収税額決定通知書送付時にお送りしていた特別徴収税額通知の副本データの送付が廃止となります。

<廃止となる副本データ>

- (1) 光ディスク等で給与支払報告書を提出した事業所へのデータ※¹
- (2) e L T A Xで給与支払報告書を提出した事業所への副本データ※²

※¹ 光ディスク等のデータは、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスクや磁気ディスクによる提出承認申請書提出時に、光ディスク等による税額通知を希望していた事業者に対して送付していたものです。

※² e L T A Xの副本データは、e L T A Xによる給与支払報告書提出時に特別徴収税額通知の受取方法を「書面（正本）+電子データ（副本）」と選択していた事業者に対して送付していたものです。

5 特別徴収税額決定通知書の電子データによる提供

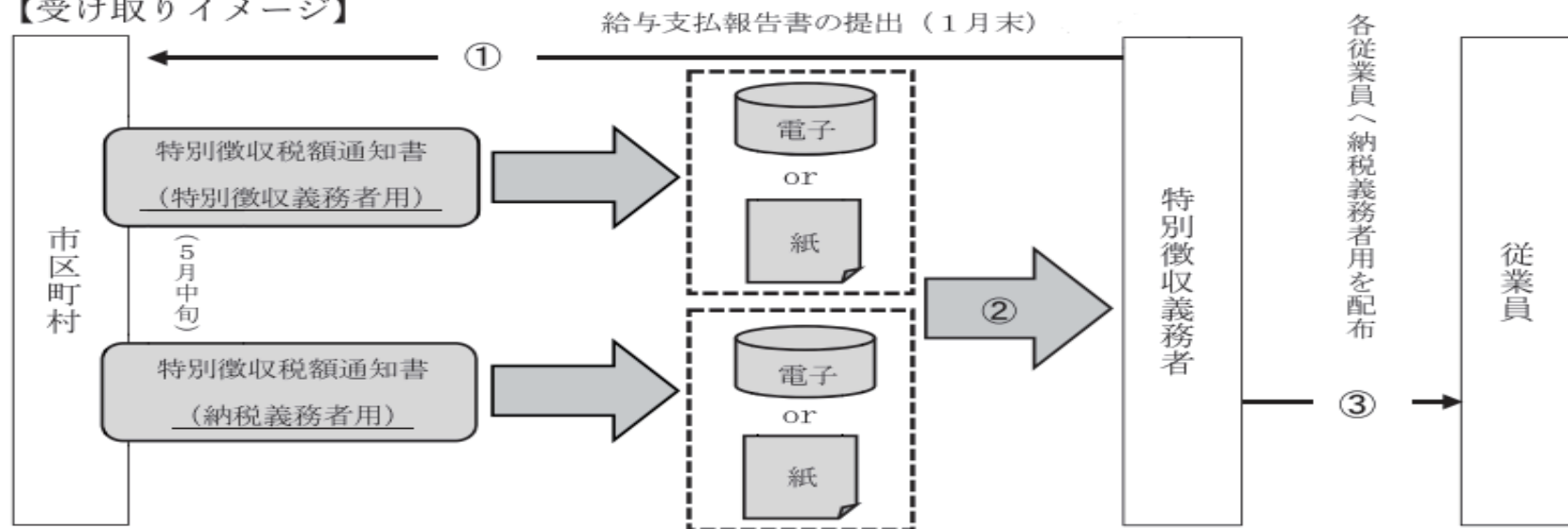
令和6年度から、eLTAXで給与支払報告書を送信する際に、特別徴収税額通知の受取方法を下記のとおり選択することで、特別徴収税額通知書がeLTAXを経由して電子的に受け取ることができるようになりました。

特別徴収義務者用※1・2	
書面での受取希望	「紙（正本）を郵送で受け取る」を選択
電子データでの受取希望	「電子データ（正本）をeLTAXで受け取る」を選択

納税義務者用※2・3・4	
書面での受取希望	「紙（正本）を郵送で受け取る」を選択
電子データでの受取希望	「電子データ（正本）をeLTAXで受け取る」を選択

- ※1 電子データでの受け取りを希望する場合、必ず通知先メールアドレスを設定願います。未入力の場合は書面通知となります。
- ※2 原則、当初決定した受取方法は変更できませんが、3月31日までに「特別徴収税額通知の受取方法等変更届出書」（P30参照）を提出することで、受取方法や通知先メールアドレスの変更が可能です。
- ※3 納税義務者用の電子データは、従業員にも電子的に配布（社内システムやメール等）できる特別徴収義務者のみ選択可能です。
なお、受給者番号の記載が必須となります。
- ※4 受給者番号には使用できない文字・文字列がありますので、仕様を確認のうえ設定をお願いします。（スラッシュ、カンマ、アットマーク等）

【受け取りイメージ】



～特別徴収についてよくある質問～

普通徴収を選択したのになぜ特別徴収となっているのか？

4月1日において給与が支給されている従業員については、原則として、給与が毎月支給されないなどの雇用が不定期的な場合等を除き、特別徴収の対象となり、普通徴収とすることはできません。

決定通知書に退職した従業員が含まれているがなぜか？

年度当初にお送りする特別徴収税額の決定通知書は、提出された「給与支払報告書」に基づき作成しています。給与支払報告書の提出後に退職した方については、P23「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。

退職（転勤）する従業員がいるがどうしたらよいのか？

退職（転勤）等の場合、残りの税額を支払う方法が3通りあります。詳細は、P22「給与所得者異動届出書について」を確認してください。

「給与所得者異動届出書」はFAXで送っても良いのか？

「給与所得者異動届出書」にはマイナンバーを記載する必要があるため、必ず郵便又は信書便で送付してください。

なお、「特別徴収への切替届出書」や「給与支払者の所在地・名称等変更届出書届」については、FAXでお送りいただいても問題ありません。

提出した「給与所得者異動届出書」の内容を訂正したい場合は？

速やかに正しい内容の「給与所得者異動届出書」を作成し、「訂正分」と届出の上段欄外に朱書きの上、提出してください。

退職する従業員の税額が0円だが提出するものは何かあるのか？

「給与所得者異動届出書」の提出が必要となります。提出がない場合、退職後にその従業員の税額に変更があったときに事業所宛てに変更通知が送付されてしまいます。また、その方が別事業所に就職し、新しい勤務先から「特別徴収への切替届出書」が提出されても、退職した事業所で特別徴収の対象のままとなってしまうため、新しい事業所で特別徴収に切り替えることができません。

年の途中で入社する者がいるがどうしたらよいのか？

中途入社した方で普通徴収の納税通知書が届いている場合、納期限前のものであれば、P20「特別徴収への切替届出書」を提出することで、特別徴収に切り替えることができます。手続きの時期により特別徴収の開始月が異なりますので、詳しくは市民税課まで問い合わせ願います。

なお、普通徴収の納期限が過ぎた税額、納付済みの税額及び65歳以上の納税義務者における年金所得の税額は特別徴収に切り替えることができません（65歳以上の方の年金所得は、給与所得とは別に計算され、計算された税額は普通徴収又は年金からの特別徴収の対象となります）。

特別徴収への切替届出書を提出したのに変更通知が届かないが？

「特別徴収への切替届出書」を提出された場合でも、既に他の事業所で特別徴収の対象となっている者（前勤務先を退職していても前勤務先において「給与所得者異動届出書」が提出されていない者も含む。）、特別徴収に切り替える税額がない者（未申告者も含む。）の場合は、変更通知をお送りしておりません。

異動届出書等を提出したが、変更通知書はいつ届くのか？

異動届出書等は、毎月10日までに受理した分をその月の通知書に反映し、毎月下旬頃に特別徴収税額の変更通知書を発送しています。提出期限を過ぎて異動届出書等が提出された場合は、翌月以降の通知となります。

従業員が年の途中で市外に転出したが何か手続きは必要か？

手続きの必要はありません。その年の1月1日現在の住所地の自治体で課税しますので、年の途中で市外に転出しても課税自治体は変わりません。

会社の名称、所在地を変更したらよいのか？

P18「給与支払者の所在地・名称等変更届出書」を提出してください。なお、合併等により指定番号が変更となった場合は、新事業所（新しい指定番号）で特別徴収を継続するために、転勤に係る「給与所得者異動届出書」の提出が必要となります。

また、個人事業主の方が法人化する又は代替わりする場合でも「指定番号」を新たに作成することとなります。この場合でも、前述のとおり転勤に係る「給与所得者異動届出書」の提出が必要となります。

納入書の金額が変更となる場合はどうしたらよいのか？

従業員の退職等により納入額が変更となる場合、納入書の再発行はせず納入書の金額を訂正して使用するようお願いしています。詳細はP5「市民税・県民税・森林環境税の特別徴収納入書の訂正の仕方」を確認してください。

近くに特別徴収納入書の取扱金融機関がないがどうしたらよいのか？

お手数ですが、最寄りの郵便局での支払いをお願いします。支払いの際には、併せて、P31「指定通知書」を郵便局に提出してください。

特別徴収税額を納入したのに督促状が届いたのはなぜか？

特別徴収の場合、次の理由により納税課から督促状が発送されることがあります。

(1) 退職者等の「給与所得者異動届出書」が未提出の場合

退職・転勤・休職等により特別徴収の対象者が給与の支払いを受けなくなったときは「給与所得者異動届出書」を提出する必要があります。届出がなければ市では異動状況を把握できないため、従来どおり退職者や転勤者の税額を特別徴収の対象としたままとなり、納入がない税額分を滞納とみなすことがあります。

(2) 従業員の税額が変更されたが金額を訂正せずに納入書を使用した場合

従業員による申告や、年度の途中で新たな課税資料が当市に届くなどした場合、従業員の税額を再計算することとなり、税額が変更となることがあります。その際には、事業所宛てに変更通知書をお送りすることとなりますが、納入書を使用している場合は、納入書の手書きで修正し、正しい金額を納めてください。納入書の金額を修正せずに納入された場合、差額分について滞納とみなすことがあります。

※ 各届出書は石巻市役所ホームページ(<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/>)でも掲載しておりますので、ぜひ活用してください。

『市民の方へ』⇒『税金』⇒『税関係証明書請求・届出様式』⇒『個人市・県民税関係様式』

～ 森林環境税について ～

＜森林環境税の概要＞

平成31（2019）年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。これにより、「森林環境税」（令和6（2024）年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元（2019）年度から譲与）が創設されました。

森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、令和6年度（令和5年中の収入）から市民税・県民税の均等割に併せて一人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされ、その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される仕組みとなっています。

＜創設の趣旨＞

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源のかん養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界がわからない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成30（2018）年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

詳細は、林野庁のホームページに掲載されておりますので、ご確認願います。

＜令和6年度以降の市民税・県民税均等割及び森林環境税の税率＞

国税である森林環境税は、令和6年度分（6月）から市民税・県民税と併せて、一人年額1,000円が個人に課税されます。（市民税・県民税は非課税でも森林環境税のみ課税される場合があります。）

なお、これまで市民税・県民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度からの10年間、臨時的に年額1,000円（市民税500円、県民税500円）が引き上げられ、賦課徴収されておりましたが、この臨時的措置が終了し、令和6年度より新たに森林環境税が導入されます。

従来から負担いただいている「みやぎ環境税（県民税）」の1,200円と、本項の「森林環境税（国税）」は別です。

【個人住民税の内訳】

		令和5年度まで	令和6年度以降
国税	森林環境税	-	1,000円
市民税	個人住民税 (均等割額)	3,500円	3,000円
県民税	個人住民税 (均等割額)	1,500円	1,000円
県民税	みやぎ環境税	1,200円	1,200円
計		6,200円	6,200円

森林環境税は、市民税・県民税と同様、合計所得金額による非課税の基準がありますが、その基準には差があります。

森林環境税が非課税となる基準（合計所得金額）は右記のとおりです。

非課税基準	森林環境税（国税）	市民税・県民税
扶養親族を有しないとき	所得３８万円以下 （給与収入で９３万円以下）	所得４５万円以下 （給与収入で１００万円以下）
扶養親族を有するとき	所得２８万円×人数〈本人＋同一生計配偶者＋扶養親族（１６歳未満の扶養親族含む）〉＋１０万円＋１６．８万円（加算額は扶養有のみ）	所得３５万円×人数〈本人＋同一生計配偶者＋扶養親族（１６歳未満の扶養親族含む）〉＋１０万円＋２１万円（加算額は扶養有のみ）

令和6年度から施行

国 都道府県 市町村 納税義務者

交付税及び譲与税 配付金 特別会計

森林環境税 1,000円/年
(賦課徴収は市町村が行う)

道府県民税 1,000円/年

市町村民税 3,000円/年

注：一部の団体においては超過課税が実施されている。

約6,200万人

令和元年度から施行

森林環境譲与税

私有林人工林面積(林野庁より補正)、林業就業者数、人口により按分

都道府県

●市町村の支援等

インターネットの利用等により使途を公表

市町村

●間伐(境界測定、路網の整備等を含む)
●人材育成・担い手確保
●木材利用促進、普及啓発等

インターネットの利用等により使途を公表

公益的機能の発揮

地球温暖化防止機能 災害防止・国土保全機能 水源涵養機能等

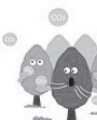
どうして、森林を守るの？

人は、はるか昔から森林と守り続けてきました。
森林は安全で豊かな私たちの暮らしを支えているからです。
その働きは森林が健全な状態でなければ発揮されません。
だからこそ私たちの手で整備し、
守っていくことが必要なのです。



私たちの暮らしを支える森林の働き



温室効果ガスの削減


木々は地球温暖化の原因となる
温室効果ガス（二酸化炭素）を吸収します。

自然災害の防止


木々が根を張ることによって斜面を支えます。
また、下流や落石帯などが
表土の流出を抑えます。

水資源の貯蓄・冷水


雨水を蓄えてけり土中に浸透させ、
洪水時や無雨時の川の流れを調整します。
さらに、涼み込んだ雨水を浄化します。

**森林を守るとは、私たちの暮らしを守ること。
令和6年、森林環境税が始まります。**

国民一人一人が、森を支える。森林環境税

令和6年6月から森林整備などの促進に資するため、年間1,000円が個人住民税と併せて徴収されます。

※国庫に納入される額は、地方公共団体等が指定する用途に充てられ、上掲の用途以外に使用することはできません。（国庫へ納入した額の1割は、地方公共団体の収入となります。）



森林整備

森林の整備は国土保全・防災などに不可欠であり、木材生産の持続的な確保にもつながります。

国庫からの交付金：国土交通省・林野庁より提供



人材育成

森林整備や木材生産に関する技術者の養成などにより、地域振興の一環として貢献しています。

国庫からの交付金：国土交通省・林野庁より提供



木材の利用・普及啓発

木材の活用を推進し、木材の需要を増やすことで、木材産業の活性化を図ります。

国庫からの交付金：国土交通省・林野庁より提供

～ 主な税制改正 ～

1 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額通知の電子化（令和6年度より）

e L T A Xを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者が申出をしたときは、市区町村はe L T A Xを経由して特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の電子データ（電子署名付与の正本通知）を特別徴収義務者に送信します。

なお、今回の改正により、これまでお送りしていた特別徴収税額通知の副本データの送付は廃止となります。

2 森林環境税の創設（令和6年度より）

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。森林環境税は、令和6年度から市民税・県民税（個人住民税）の均等割の枠組みを用いて、国税として1人あたり年額1,000円を市区町村が賦課徴収することとされており、その税収は、全額が森林環境譲与税として市区町村や都道府県へ譲与されます。

なお、平成26年度より、東日本大震災を教訓とする防災のための施策財源として、均等割額に1人あたり年額1,000円が課税されていましたが、こちらは令和5年度で終了しています。

3 国外居住親族に係る扶養控除の見直し（令和6年度より）

年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は、扶養控除等の適用及び非課税限度額の適用対象から除外されます。

- (1) 留学により非居住者になった人
- (2) 障害者
- (3) 扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

4 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る課税方式の変更（令和6年度より）

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとなりました。これにより、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなります。

所得税で特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を確定申告すると、これらの所得は市民税・県民税でも所得に算入されることとなります。その結果、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定に影響が出たり、各種行政サービスなどに影響が出たりする場合がありますのでご注意ください。

◇市民税・県民税・森林環境税の課税について◇

1 納税義務者

令和6年1月1日現在において、石巻市内に住所のある方

2 納税地

令和6年1月1日現在において、石巻市内に住所のあった方は、その後に市外へ転出した場合でも、令和6年度の市民税・県民税・森林環境税は石巻市に納税することとなり、他市町村で課税されることはありません。

3 市民税・県民税が非課税となる方

- ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- イ 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下である方
- ウ 前年中の合計所得金額が〔（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）×35万円〕＋10万円に、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には21万円を加えた金額以下の方

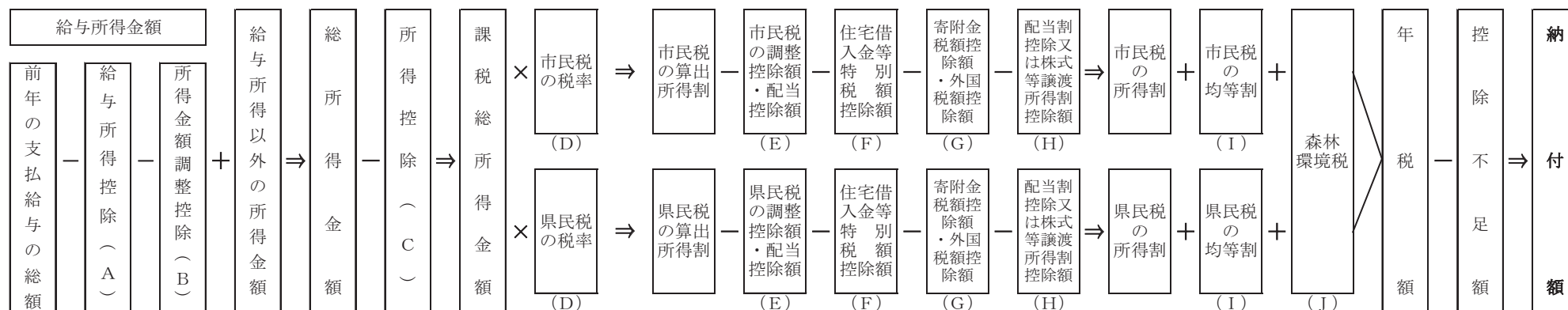
4 所得割が非課税となる方

前年中の総所得金額等が〔（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）×35万円〕＋10万円に、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には32万円を加えた金額以下の方

5 森林環境税が非課税となる方

- ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- イ 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下である方
- ウ 前年中の合計所得金額が〔（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）×28万円〕＋10万円に、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には16.8万円を加えた金額以下の方

6 税額計算



(A) 給与所得控除

給与所得控除の計算は、国税庁のホームページに記載されている「給与所得控除」を参照してください。

(B) 所得金額調整控除

- (1) 給与収入金額が850万円を超える納税義務者で、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額（1,000万円超は1,000万円）から850万円を控除した金額の10％に相当する金額（15万円を超える場合は15万円）を給与所得の金額から控除する。

- ① 本人が特別障害者に該当する
- ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

- (2) 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額がある納税義務者で、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額が10万円を超える者は、給与所得の金額（10万円を超える場合は10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）の合計額から10万円を控除した残額を総所得金額の計算において、給与所得の金額から控除する。

(C) 所得控除一覧

○ 雑損控除

損害金額－保険金などで補填される金額＝差引損失額

次の①・②いずれか多い方の金額

- ① 差引損失額－総所得金額等×10％
- ② 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

○ 医療費控除

- ① 総所得金額等が200万円以上の場合
支払った医療費－保険金等で補填される金額－10万円（最高200万円）
- ② 総所得金額等が200万円未満の場合
支払った医療費－保険金等で補填される金額－総所得金額等の5％（最高200万円）

※ セルフメディケーション税制を選択した場合（税制改正あり）

支払った金額－保険金等で補填される金額－1万2千円（最高8万8千円）

○ 社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除

支払った金額＝控除額

○ 障害者控除

一般の障害者 26万円
（特別障害者の場合） 30万円
（同居特別障害者の場合） 53万円

○ 寡婦控除・ひとり親控除

寡婦 26万円 ひとり親 30万円

○ 勤労学生控除

26万円

○ 生命保険料控除

新契約（H24. 1. 1以降契約）		旧契約（H23. 12. 31以前契約）	
支払金額	控除額	支払金額	控除額
12,000円以下	支払った金額	15,000円以下	支払った金額
12,000円超 32,000円以下	支払金額の1/2 ＋6,000円	15,000円超 40,000円以下	支払金額の1/2 ＋7,500円
32,000円超 56,000円以下	支払金額の1/4 ＋14,000円	40,000円超 70,000円以下	支払金額の1/4 ＋17,500円
56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料の全てがある場合の限度額は70,000円		一般生命保険料又は個人年金保険料で新契約と旧契約を併用した場合は、それぞれ新契約の限度額（28,000円）を使用します。	

○ 地震保険料控除

保険料の区分	支払額	控除額
地震保険料	50,000円以下	支払額の1/2
	50,000円超	25,000円
旧長期契約	5,000円以下	支払った金額
	5,001円 ～ 15,000円	支払額の1/2＋2,500円
	15,000円超	10,000円

※ 地震保険、旧長期契約の両方がある場合、限度額は25,000円

○ 配偶者控除・配偶者特別控除 ※ 納税義務者の合計所得金額が1,000万円超の場合適用なし

納税義務者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額			
	48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

○扶養控除

一般の扶養親族	33万円	老人扶養親族	38万円
特定扶養親族	45万円	同居老親等扶養親族	45万円

○基礎控除 ※ 納税義務者の合計所得金額が2,500万円超の場合適用なし

納税義務者の合計所得金額	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円

(D) 税 率

市民税	県民税
6 %	4 %

(E) 調整控除・配当控除

○調整控除 ※ 納税義務者の合計所得金額が2,500万円超の場合適用なし

(1) 合計課税所得金額200万円以下の方

次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）

- ① 5万円＋下表の控除の種類欄の控除の適用がある場合においては、同表金額欄の合計金額
- ② 合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額200万円超の方

次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）

- ① 5万円＋下表の控除の種類欄の控除の適用がある場合においては、同表金額欄の合計金額
- ② 合計課税所得金額 － 200万円

控除の種類		金額
基礎控除		5万円
障害者控除	普通	1万円
	特別	10万円
	同居特別	22万円
ひとり親控除	父	1万円
	母	5万円

控除の種類		金額
寡婦控除		1万円
勤労学生控除		1万円
扶養控除	一般	5万円
	特定	18万円
	老人	10万円
	同居老親等	13万円

控除の種類		金額		
納税義務者の 合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者 控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者 特別控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
	50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円

○配当控除

配当所得がある人が申告の際に総合課税を選択した場合、その配当所得の金額に応じて一定の金額（下表参照）を市民税・県民税所得割額から差し引きます。

種類		課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
				市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等				1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等以外の証券投資信託			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(F) 住宅借入金等特別税額控除（税制改正有り）

平成21年～令和7年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受ける方は、次の①②のいずれか少ない金額（市民税3/5、県民税2/5）を市民税・県民税所得割額から控除します。

- ① 住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において引ききれなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額等の合計額に5%を乗じて得た額（最高97,500円）

※ 居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する方は、②を「所得税の課税総所得金額等の合計額に7%を乗じて得た額（最高136,500円）」で計算する。

(G) 寄附金税額控除・外国税額控除

○寄附金税額控除

(1) 基本控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（総所得金額等の合計額の30%を上限）が2千円を差し引いた額が、市民税・県民税所得割額から控除されます。

- ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- ② 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- ④ 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

(2) 特例控除

①のうち、特例控除の対象となる総務大臣の指定を受けた団体へ2千円を超える寄附金を支出した場合は、その超える金額に、別表1の所得税限界税率「課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額」の区分に応じて算出された「割合」の率を乗じて得た額の県民税は2/5、市民税は3/5に相当する金額（所得割の20%に相当する金額を超えときは、その20%に相当する額）を、基本控除に加算して市民税・県民税所得割額から控除することができる。

別表1 所得税の限界税率

課税総所得金額から人的控除の差額の合計を控除した金額	限界税率	割合	割合算出方法
0円以上195万円以下	5.105%	84.895%	90%-所得税の 限界税率 (令和19年度 までは復興特 別所得税を含 めたもの)
195万円を超え330万円以下	10.21%	79.79%	
330万円を超え695万円以下	20.42%	69.58%	
695万円を超え900万円以下	23.483%	66.517%	
900万円を超え1,800万円以下	33.693%	56.307%	
1,800万円を超え4,000万円以下	40.84%	49.16%	
4,000万円超	45.945%	44.055%	
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	0%	90%	
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に 定める割合	地方税法に 定める割合	

(3) 外国税額控除

外国で、所得税や市民税・県民税と同じような税金を課税された場合、外国での税額の一部を、同じ所得に対する日本の税金から差し引くことができます。これは、同じ所得に対して、外国と日本との間で生じる二重課税の状態を調整するための制度です。

所得税において、外国税額控除の適用が行われた場合に所得税で控除しきれないときは、市民税・県民税においても一定の金額を控除します。その際に、まずは県民税の所得割から一定額を控除し、控除しきれない金額がある場合は、市民税の所得割から一定額を控除します。

所得税の控除額	国外所得総額÷所得総額×日本での所得税額＝所得税控除限度額 (A)
県民税の控除額	(A)×12%の金額を限度に、所得税で控除しきれない残りの控除額を県民税所得割から差し引く
市民税の控除額	(A)×18%の金額を限度に、県民税で控除しきれない残りの控除額を市民税所得割から差し引く

(H) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

特定口座で取引された上場株式等に係る配当所得・株式等譲渡所得について、所得税と併せて市民税・県民税が源泉徴収されている場合、申告をすることにより、その他の税額控除後の市民税・県民税の所得割額から次の額を控除します。

配当割額又は 株式等譲渡所得割額	市民税	県民税
	3/5	2/5

(I) 均等割

平成26年度から、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保のため市民税・県民税の均等割がそれぞれ500円引き上げられていましたが、令和5年度でこの臨時的措置は終了しました。また、平成23年度から令和7年度まで「みやぎ環境税」が導入されており、県民税均等割のうち、1,200円はこのみやぎ環境税です。

市民税	3,000円	県民税	2,200円
-----	--------	-----	--------

(J) 森林環境税

国税である森林環境税は、令和6年度分(6月)から市民税・県民税と併せて、一人年額1,000円が個人に課税されます。左記の「みやぎ環境税(県民税)」とは別です。

～特別徴収義務者の皆様にお知らせとお願い～**特別徴収税額の納期の特例について**

特別徴収税額の納期については、徴収した翌月の10日まで毎月納入することとなっておりますが、給与等の支払いを受ける者が常時10人未満であるなど、一定の要件に該当した場合には年2回に分けて(6月から11月までの分については12月10日まで、12月から翌年5月までの分については翌年6月10日まで)納入することができます。

この納期の特例を受けるにはP28に掲載している「特別徴収税額の納期の特例承認申請書」を提出し、市長の承認を受ける必要があります。

なお、給与等の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなったときなど、納期の特例の要件に該当しなくなった場合は、速やかにP29に掲載している「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。

給与所得に係る特別徴収の推進について

所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、従業員の個人市民税・県民税・森林環境税について特別徴収(給与天引き)することが義務付けられております。

これまで、皆様方の御理解、御協力により特別徴収を実施しておりますが、未実施(普通徴収/個人で納付)の事業主(給与支払者)の方は、早期実施に向けて検討願います。宮城県と県内各市町村では、特別徴収への切り替え推進に取り組んでおりますので、特別徴収制度の適正公平な運用及び納税義務者の利便性向上を図るためにも、皆様の御理解と御協力をお願いします。

なお、本市では提出された給与支払報告書が次に掲げる普通徴収切替理由に該当しない場合は、特別徴収の取り扱いとなります。

普通徴収切替理由

普通A…受給者総人数が2名以下

普通B…他の事業所で特別徴収として扱う者または乙欄該当者

普通C…給与支給金額が少なく税額が引ききれない ※年間で100万円未満

普通D…給与が毎月支給されない

普通E…退職者または5月末日までの退職予定者

宮城県内全市町村共通様式

変更理由	1. 所在地変更 2. 名称変更 3. 送付先変更 4. 合併 5. その他（ ）	変更 年月日	年 月 日
事項	変更前	変更後	
所在地 （住所）	〒	〒	
フリガナ 名（氏名）			
送付先	〒	〒	
電話			
備考			

※ 所在地・名称等の変更後に訂正した納入書はお送りしていませんので、訂正前のものをそのままお使いください。

18

給与支払者の所在地・名称等変更届出書

(宛先) 石巻市 長 年 月 日提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	フリガナ	カフシキガイシャ イシノマキシヨウジ												特別徴収義務者 指 定 番 号	123456789	
		名 称 (氏 名)	株式会社 石巻商事														
		所在地 (住 所)	〒 986-0825 石巻市穀町 1 4 - 1												担 当 者	係	経理係
		法人番号	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		X	氏名
														電話	0225-95-XXXX		

宮城県内全市町村共通様式

変 更 理 由	1. 所在地変更 2. 名称変更 3. 送付先変更 4. 合併 5. その他 (電話番号)												変 更 年 月 日	年 月 日
事 項	変 更 前												変 更 後	
所 在 地 (住 所)	〒987-1101 石巻市前谷地字黒沢前1												〒986-0825 石巻市穀町 1 4 - 1	
フ リ ガ ナ 名 氏 名 称 (氏 名)														
送 付 先	〒												〒	
電 話	0225-72-XXXX												0225-95-XXXX	
備 考														

※ 誤謬をさけるため必ずフリガナをつけてください。

※ 会社合併等に伴い指定番号が変更となる場合は、併せて給与所得者異動届出書も必ず提出してください。

なお、原則として、新設合併の場合は全て、吸収合併の場合は解散法人において給与所得者異動届出書の提出が必要です。詳しくは提出先の市町村にお問い合わせください。

※ 所在地・名称等の変更後に訂正した納入書はお送りしておりませんので、訂正前のものをそのままお使いください。

市 町 村 処 理 欄	
-------------	--

特別徴収への切替届出書

(宛先) 年 月 日提出	長 給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	フリガナ													特別徴収義務者 指 定 番 号	新規		
		名 称 (氏 名)													納入書の要否 ※新規事業所のみ		要 ・ 不 要	
		所在地 (住 所)													担 当 者	係		
		法人番号															氏名	
														電話				

給 与 所 得 者	フリガナ						生 年 月 日	年 月 日	年 税 額 (普通徴収税額)	納 付 済 額 (納期限到来分)	特別徴収への切替額
	氏 名								①	②	③(①-②)
	住 所									期から 期まで	
	通知書番号			徴 収 開 始 年 月	年 月分 (月 日納期限分)						
	就職年月日	年 月 日		受給者番号					円	円	円

注意

- 希望がある場合は、給与所得者(以下、本人という)の課税されている市町村へ提出してください。
(現住所とは異なる場合があるためご注意ください。なお、課税されている市町村については、本人宛に送付されている
納税通知書により確認してください。)
- 普通徴収の納期限が過ぎた税額、既に納付済みの税額及び65歳以上の方の年金所得分については、特別徴収に切り
替えることはできません。なお、税額等については本人宛に送付されている納税通知書で確認してください。
- 二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付状況は必ず本人に確認のうえ、ご記入ください。
- 「徴収開始年月」は、この届出書が提出された日と各市町村の処理日・通知日との関係により、変更される場合があります。
(石巻市からのお願い)
令和6年度給与支払報告書を4月以降提出し、かつ、特別徴収を希望する場合、当切替届出書を併せて提出願います。

市町村記入欄	
--------	--

特別徴収への切替届出書

(宛先) 石巻市 長 年 月 日提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	フリガナ	カフシキガイシャ イシノマキシヨウジ												特別徴収義務者 指 定 番 号	123456789		
		名 称 (氏 名)	株式会社 石巻商事												納入書の要否 ※新規事業所のみ		要 ・ 不 要	
		所在地 (住 所)	〒 986-0825 石巻市穀町 1 4 - 1												担 当 者	係	経理係	
		法人番号	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		X	氏名	石巻 花子
														電話	0225-95-XXXX			

給 与 所 得 者	フリガナ	ミヤギ ケンタロウ				生 年 月 日	平成2年2月1日	年 税 額 (普通徴収税額)	納 付 済 額 (納期限到来分)	特別徴収への切替額
	氏 名	宮城 県太郎						①	②	③(①-②)
	住 所	石巻市日和が丘 1 丁目 1 - 1				令和6年7月分から (8月13日納期限分)	100,000 円	25,000 円	75,000 円	
	通知書番号			徴 収 開 始 年 月	1 期から 1 期まで					
	就職年月日	令和 6 年 7 月 1 日		受給者番号						

注意

- 希望がある場合は、給与所得者(以下、本人という)の課税されている市町村へ提出してください。
(現住所とは異なる場合があるためご注意ください。なお、課税されている市町村については、本人宛に送付されている
納税通知書により確認してください。)
- 普通徴収の納期限が過ぎた税額、既に納付済みの税額及び65歳以上の方の年金所得分については、特別徴収に切り
替えることはできません。なお、税額等については本人宛に送付されている納税通知書で確認してください。
- 二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付状況は必ず本人に確認のうえ、ご記入ください。
- 「徴収開始年月」は、この届出書が提出された日と各市町村の処理日・通知日との関係により、変更される場合があります。
(石巻市からのお願い)
令和6年度給与支払報告書を4月以降提出し、かつ、特別徴収を希望する場合、当切替届出書を併せて提出願います。

市町村記入欄	
--------	--

※必ずお読みください

給与所得者異動届出書について

納税義務者に異動（転勤・退職・休職等）があったときは、異動があった日の翌月の１０日(必着)まで届出書を提出してください。

届出書は、P 2 3 をコピーするか、石巻市ホームページからダウンロードし、P 2 4 の記載要領を確認した上で、必要事項を記入してください。また、e L T A X（地方税ポータルシステム）を通して提出することも可能です。

なお、届出書の提出が遅延すると、納入される金額と課税額が一致しないため、未納額が発生することにより特別徴収義務者（事業主）が督促の対象となったり、異動した納税義務者（退職者）が未徴収税額を一度に納めなければならなくなるなどの迷惑がかかりますので、忘れずに提出してください。

１．特別徴収継続 ～ 新勤務先において引き続き特別徴収を行う場合です。

⇒ **記入例** P 2 5

２．一括徴収 ～ 退職時に未徴収の残額を最後の給与又は退職金等から差し引いてまとめて納入する場合です。この場合は、一括徴収した税額を徴収した日の翌月１０日までに納入することになります。

⇒ **記入例** P 2 6

３．普通徴収 ～ 退職時以降の未徴収税額を納税義務者本人が新たな納付書で直接納付する場合です。納税義務者が退職する際に、その旨を説明願います。

⇒ **記入例** P 2 7

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

															年 度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度							
市町村長殿 令和 年 月 日提出										〔 給与支払者 〕 〔 特別徴収者 〕	所 在 地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号					
											フリガナ												宛 名 番 号					
											氏名又は名称		-----										担 連 当 絡		所 属 氏 名			
											個人番号 又は法人番号																←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	
給 与 所 得 者	フリガナ		-----										(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異 動 日 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
	氏 名		-----																									
	生年月日		年 月 日																									
	個人番号																											
	受給者番号																											
	1月1日 現在の住所																											
異動後の 住 所												円		円		円		年 月 日		1. 退職 2. 転 職 3. 休 職 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 6. 合 併 7. そ の 他 〔事由・理由〕		1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)						

1. 特別徴収継続の場合																																						
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号		〒										(新規)		法 人 番 号												新しい勤務先へは、月割額_____円を _____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。											
	所 在 地		〒										担 当 者 連 絡 先		所 属												受給者番号											
	フリガナ												氏 名																									
	氏名又は名称		-----										電 話		内線（ ）										納入書の可否 (新規の場合のみ記載)		_____ 1. 必要 2. 不要 〔右から 番号を 記入〕											

2. 一括徴収の場合																												
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため														徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 _____月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。									
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため														月 日		円											

3. 普通徴収の場合															※市町村記入欄									
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため																							
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため																							
	3. 死亡による退職であるため																							

給与所得者異動届出書 記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※印の欄は、記載しないでください。

普通徴収の場合

年度

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

石 巻 市町村長殿 令和 年 月 日提出	〔特別徴収者〕 給与支払者	所在地	〒986-0825 石巻市穀町14-1										特別徴収義務者 指 定 番 号	123456789													
		フリガナ	カフシキガイシャ イシノマキショウジ										宛 名 番 号														
		氏名又は名称	株式会社 石巻商事										担連 当 絡 者 先	所 属	経理係												
		個人番号 又は法人番号	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	氏 名	石巻 花子								
																	電 話	0225-95-XXXX 内線 (XX)									
給 与 所 得 者	フリガナ	ミヤギ ケンタロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法										
	氏 名	宮城 県太郎																									
	生年月日	平成 2 年 2 月 1 日																									
	個人番号	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X														
	受給者番号	A-1234											6 月から	10 月から	令和6 年	1	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 〔事由・理由〕	職 勤 欠 亡 期 散 他	3	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)							
	1月1日 現在の住所	石巻市日和が丘1丁目1-1											9 月まで	5 月まで	9 月	右から 番号を 記入					右から 番号を 記入						
異動後の 住 所											120,000 円	40,000 円	80,000 円	30 日													

1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額_____円を																			
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法 人 番 号										_____ 月分 (翌月10日納入期限分) から																						
	所 在 地											担 当 者 連 絡 先	所 属											受給者番号										
	フリガナ												氏 名																					
	氏名又は名称												電 話	内線 ()											納入書の可否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要							

2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、									
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日										徴収予定額 (上記 (ウ) と同額)										_____ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。		
		月 日										円												

3. 普通徴収の場合															※市町村記入欄									
理 由	1 右から 番号を 記入	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため																						
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため																						
		3. 死亡による退職であるため																						

特別徴収税額の特例承認申請書

石 卷 市 長 殿

年 月 日

事業所所在地
事業 所 名

地方税法第321条の5の2及び石巻市市税条例第46条の2の規定に基づき、特別徴収税額の特例承認の特例承認を受けたいので、下記により申請します。

法人番号																		
事業所所在地 ① 事業所名称																		
②給与の支払を受ける者の人数及び給与額	臨時雇の人数及び給与額																	
	人										人							
	円										円							
納期特例の申請理由																		
③徴収金・滞納金 遅延の有無	有の場合その理由										有 無							
④申請を行った以前 一年以内に承認の取 消しを受けた有無	有の場合その理由										有 無							

記載説明

- ①欄 申請書を提出する事業所の所在地及び事業所名
- ②欄 承認を受けようとする事業所等に係る最近6か月間の月別の給与を受けた者の数及び当該給与の金額並びに臨時に雇用している者がある場合にはその者に係るこれらの内訳
- ③の欄 当該市町村に係る地方団体の徴収金の滞納又は、最近における著しい納付若しくは、納入の遅滞の事実がある場合においてそれがやむを得ない事由によるときはその理由
- ④の欄 申請書を提出した日以前一年以内において承認の取消しの通知を受けたことの有無とその理由

令和

年度

特別徴収税額通知の受取方法等変更届出書

年 月 日 提出 石巻市長宛	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒		
		名 称 (氏 名)			
		代表者 職氏名			
		法人番号			
					eLTAX利用者ID
			特別徴収義務者 指 定 番 号		
			連 担 絡 当 先 者	係	
				氏名	
				電話	

事 項	変 更 前 (旧) ※変更項目のみ記入してください。		変 更 後 (新) ※変更項目のみ記入してください。	
特別徴収 義務者用	☐	電子データ (正本)	☐	書面のみ (正本)
納税義務 者用	☐	電子データ (正本)	☐	書面のみ (正本)
通知先 e-Mail				

- ① 本届出は、eLTAXで給与支払報告書を提出した際に設定した「特別徴収税額通知受取方法」及び「通知先メールアドレス」を変更する場合に提出してください。
- ② 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び法人番号を記入してください。
- ③ 受取方法を書面から電子データに変更する場合は、必ず通知先e-Mailを記入してください。(当初提出した給与支払報告書に受給者番号の記載がない場合、納義務者用の当該受取方法の変更はできません。)
- ④ 「電子データ(正本)」を選択した場合は、書面による特別徴収税額通知は送付しておりませんので、ご注意ください。
- ⑤ 5月に一斉送付する特別徴収税額決定通知における変更を希望する場合は、毎年3月31日までに到着するよう提出(郵送又は持参)してください。
- ⑥ 5月に特別徴収税額決定通知を一斉送付した後に、受取方法の変更を行うことは原則できませんので、あらかじめご注意ください。

【提出・問い合わせ先】

〒986-8501

宮城県石巻市穀町14番1号

石巻市役所 総務部 市民税課 個人市民税係

TEL:0225-95-1111(内線3094)

指 定 通 知 書

年 月 日

ゆうちょ銀行（ ）支店

（ ）郵便局 長 様

石 巻 市 長 （公印省略）

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、当市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）取扱局に指定しましたので通知します。

1. 口座番号 02220—1—960069

2. 加入者の名称 石 巻 市 会 計 管 理 者

3. 取りまとめ局 仙 台 貯 金 事 務 セ ン タ ー

※ 特別徴収税額の納入に東北6県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、上記「指定通知書」にご利用の郵便局名を記載して、最初の納付の際に、その郵便局に提出してください。